

犯罪収益移転防止法に関する留意事項について (商品先物取引業者)

平成 25 年 3 月 6 日
農林水産省食料産業局商品取引グループ
経済産業省商務情報政策局商取引監督課

本文書は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成 19 年法律第 22 号。以下「法」という。)の改正にあたり、法第 2 条第 2 項第 31 号(改正前の第 29 号)に掲げる特定事業者である商品先物取引業者が法第 4 条に規定する確認義務、法第 8 条(改正前の第 9 条)に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

1. 取引を行う目的の種類

以下は、商品先物取引業者が法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」(平成 20 年政令第 20 号)第 7 条第 1 項第 1 号ヨ(改正前の第 8 条第 1 項第 1 号ヨ)に掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、各商品先物取引業者において、これらの類型を参考としつつ、当該取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、適切な類型を設定して確認することとしても差し支えない。

自然人	法人／人格のない社団・財団
資産運用／投資	資産運用／投資
現物受け渡し	現物受け渡し
その他 ()	リスク回避
	その他 ()

(注) リスク回避には、商品価格に連動する金融商品のリスク回避を含む。

商品先物取引業者が法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により行う「取引を行う目的」の確認は、商品先物取引法第 215 条に規定する「適合性の原則」における「商品取引契約を締結する目的」に関する顧客属性の把握とは異なることに留意する。

2. 職業及び事業の内容の種類

以下は、商品先物取引業者が法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、各商品先物取引業者において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に応じ、適切な類型を設定して確認することとしても差し支えない。

職業（自然人）	事業の内容 （法人／人格のない社団・財団）
会社役員／団体役員	農業／林業／漁業
会社員／団体職員	製造業
公務員	建設業
個人事業主／自営業／自由業	情報通信業
パート／アルバイト／派遣社員／	運輸業
契約社員	卸売／小売業
学生	金融業／保険業
主婦／主夫	不動産業
退職者（年金受給者等）／無職	サービス業
その他（ ）	その他（ ）

3. 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国の商品先物取引業者によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするべく、法第10条に規定する「体制の整備」に関連して、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うために考えられる措置を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各商品先物取引業者において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるおそれの程度等に応じ、より適切な措置を講ずることとしても差し支えない。

(1) 取引時確認の完了前に顧客等と行う取引に関する措置

取引時確認が完了するまでの間に顧客等と取引を行うことはマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあることを踏まえ、商品取引契約締結に当たり取引時確認の完了前は証拠金の入金や取引注文を受け付けないこととし、その遵守状況を顧客等に関する情報の記録等により確認すること。

(2) 非対面取引に関する措置

非対面取引については、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、商品取引契約における顧客の名義と顧客が当該契約時に指定した金融機関の預貯金口座の名義が一致することを確認することなどにより、顧客等と取引の相手方の同一性判断に慎重を期するなどして、十分に注意を払うこと。

(3) 対面取引に関する措置

対面取引についても、例えば取引時確認において本人確認書類に写真が貼付されていない場合には、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと。

(4) 顧客等の継続的なモニタリング

上記のほか、既に確認した取引時確認事項であっても、顧客等がこれを偽っている（例えば、マネー・ローンダリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引を行う目的を申告することは、取引を行う目的の偽りに該当し得る。）可能性があることを踏まえ、例えば顧客に対し取引時確認事項の変更時に届出を求めるなど、取引時確認事項を最新の内容に保つための措置を講じ、取引の状況を的確に把握するなどして、マネー・ローンダリング等に用いられることのないよう、取引時確認の後においても継続して十分に注意を払うこと。

4. 本文書の適用

本文書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）の施行の日（平成25年4月1日）から適用する。